

令和7年度の石川県立学校入学検定手数料の免除に関する お知らせ（令和6年能登半島地震及び奥能登豪雨関係）

石川県教育委員会では、令和6年能登半島地震及び奥能登豪雨により被災した児童生徒が令和7年度の県立学校入学検定を受検する場合、以下のとおり入学検定手数料を免除することとしております。

1 免除の対象となる入学検定手数料

- ・ 県立金沢錦丘中学校入学検定手数料 2,200円
- ・ 県立高等学校入学検定手数料 全日制 2,200円、定時制・通信制 950円

2 免除の対象者

令和6年能登半島地震及び奥能登豪雨により、**保護者等の家屋が半壊以上（全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊のいずれか）**の被害を受けた児童生徒

※「家屋」は、被災直前まで居住していた家屋で、持ち家や借家等の区分は問わない

3 免除の申請方法

- (1) 所定の入学願書に添付の使用料（手数料）納入票の「証紙はり付け欄」に、県証紙をはり付けずに「免除申請者」と記入する。（記入例のとおり）
- (2) 上記の入学願書と**罹災証明書の写し**を、受検先の県立学校に提出する。
（在学する中学校で入学願書の取りまとめを行う場合には、当該中学校の指示に従って提出してください。）

※罹災証明書の写しを提出する際は、入学願書に貼付等はいししないでください。

※免除申請をする場合は、県証紙の購入は不要となります。

4 県証紙の還付について

入学検定手数料の免除に伴い不要となった県証紙については、**手続により還付することができます。**還付手続は以下のとおりとなりますので、還付を希望される場合はお手続き願います。

- ① 所定の返還証紙等還付請求書を記入する。
（還付請求書は、右のURLよりダウンロードできます。）
- ② 還付請求書と県証紙を石川県出納室に提出する。（郵送可）
※詳細については、石川県出納室HPをご確認ください。

還付請求書等
(石川県出納室HP)



【お問い合わせ先】

石川県教育委員会事務局庶務課 学校経営グループ TEL:076-225-1817(直通)

入学検定手数料の免除を申請する者は、証紙はり付け欄に県証紙をはり付けず、下のとおり「免除申請者」と記入

(証紙はり付け欄)

免除申請者

使用料(手数料)納入票				
申請書 願書等 整理番号	第 号			
○年度	一般会計			
科 目				
款	項	目	節	附記
8	2	10	3	3
金額	¥ 9 5 0 -			
納入理由	入学検定手数料			
※ 納入氏名 (志願者名)				

注意

- ※印箇所は納入(志願者)が必ず記入してください。
入学検定手数料を納付しない場合も必ず志願者氏名を記入してください。
- 国の収入印紙と混同しないでください。
- 自己の印章等で割印しないでください。
- 証紙はり付け欄の点線に沿って証紙をはり付け、欄が不足するときは裏面を利用してください。
- はり付ける枚数なるべく少なくなるようにしてください。
- 証紙は、北國銀行本支店のほか、証紙売りさばき人からお求めください。

※あわせて罹災証明書の写しを提出してください。